

森林環境税の申告納付について

法人の場合は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度分から、法人県民税均等割額の10%相当額を森林環境税として納めていただくこととなります。

法人県民税・事業税の申告書の均等割額の欄に県民税均等割額の10%相当額を加算して申告納付してください。

【確定申告書の記載例】

資本金等の額が1千万円の法人で、中間（予定）申告がなかった場合の確定申告書の記載例です。

（申告書の一部抜粋）

差引法人税割額		100,000
- - -		
既に納付の確定した当期分の法人税割額		0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		0
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額（ ³² ）		0
この申告により納付すべき法人税割額		100,000
- - +		
均 算定期間中において事務所		12月
等 等を有していた月数		
割 22,000円 × $\frac{-}{12}$		22,000
額 既に納付の確定した当期分の均等割額		0
この申告により納付すべき均等割額		22,000
-		
この申告により納付すべき県民税額	21	122,000
+		
21のうち見込納付額	22	0
差 引	21 - 22	122,000
	23	

県民税均等割額の10%相当額を加算してください。

の欄の数値を納付書の均等割額に転記し、納付してください。

〔予定申告の場合〕

申告額・納付額を印字した申告書・納付書をお送りしますので、それにより申告納付してください。

納税の時期

【例：3月決算法人（申告期限延長なし）のケース】

確定申告の場合・・・平成 19 年 5 月申告分から加算となります。平成 18 年 5 月申告分については、従来どおりの申告納付となります。

中間申告の場合・・・予定申告の場合も含め、平成 18 年 11 月申告分から加算となります。県民税均等割額に森林環境税を加算した額の 1/2 を申告納付いただくこととなりますので、例えば、資本金等の額が 1 億円の法人の場合、加算後の 55,000 円の 1/2 の 27,500 円が均等割の納税額となります。

【お問い合わせ先】

申告納付については、最寄りの地方振興局県税部又は県庁課税収税グループにお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電話番号	担 当 区 域
県北地方振興局県税部	〒 960-8677 福島市杉妻町 5-75	024-521-7636	福島市、二本松市、伊達市、伊達郡、安達郡
県中地方振興局県税部	〒 963-8540 郡山市麓山 1-1-1	024-935-1251	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地方振興局県税部	〒 961-0971 白河市字昭和町 269	0248-23-1517	白河市、西白河郡、東白川郡
会津地方振興局県税部	〒 965-8501 会津若松市追手町 7-5	0242-29-5251	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡
南会津地方振興局県税部	〒 967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1	0241-62-5213	南会津郡
相双地方振興局県税部	〒 975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1126	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
いわき地方振興局県税部	〒 970-8026 いわき市平字梅本 15	0246-24-6032	いわき市
総務部課税収税グループ	〒 960-8670 福島市杉妻町 2-16	024-521-7069	